

改正

平成3年3月28日規則第30号

平成9年3月28日規則第7号

平成12年3月29日規則第18号

平成16年3月31日規則第13号

平成18年5月22日規則第50号

平成23年3月17日規則第7号

平成28年3月31日規則第15号

平成31年2月8日規則第2号

令和元年5月22日規則第1号

令和2年3月23日規則第11号

令和8年3月31日規則第17号

北本市産業振興委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市産業振興委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、諮問する事項が生じた時に、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱された日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、委員会の下部組織として、専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民経済部産業観光課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第30号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第18号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成23年規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第2号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第1号）

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第11号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第17号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。